

熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

生産性の向上等に取り組み、従業員の賃上げを実施した事業者の皆様を支援します

補助金の概要

国・県の補助事業に係る補助対象経費のうち、自己負担額を1/10まで軽減
(上乗せ補助)



1件につき
最大
200
万円

$$(国・県の補助事業に係る補助対象経費) \times \text{補助率}^{\ast} = \text{補助金額}^{\ast}$$

(千円未満切り捨て)

※国・県の補助事業の種類毎に「補助率」及び「補助金額の上限」を設定（詳細は熊本県ホームページを参照）

申請期間：令和8年2月2日(月)から令和9年1月29日(金)[※]まで

※予算額に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

交付対象者の要件

熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者等（法人・個人）であって、次の①～③を全て満たす者

① 国・県の補助事業^{※1, 2}を活用した

- 県が指定する国・県の補助事業(裏面を参照)について、令和6年5月23日以降に、採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること

※1 業務改善助成金については、令和7年度事業以降のものに限る

※2 過去に本補助金の交付対象となった補助事業を除く

② 全従業員^{※3}の賃金を引き上げた

- 令和7年9月4日以降に、令和7年度の熊本県最低賃金を超える額（時給1,035円以上）に引き上げ^{※4}していること

※3 ここでいう「従業員」には、役員、個人事業主本人、事業専従者及び産休・育休・介護休業・休職中の従業員等を含まない

※4 既に最低賃金を超えていた場合は、更なる賃金引き上げを行った場合が対象

③ パートナーシップ構築宣言を行った

- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録^{※5}していること

※5 登録方法等は、同ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)を参照

申請方法

熊本県ホームページから電子申請

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/254984.html>

※申請に必要となる添付書類は裏面を参照



問い合わせ先

後押し補助金事務局コールセンター

096-223-6801

受付時間 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日を除く)

熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

上乗せ補助の対象となる国・県の補助事業

国	熊本県
小規模事業者持続化補助金	くまと型小規模事業者経営発展支援事業補助金
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	後継ぎ応援事業補助金
IT導入補助金／デジタル化・AI導入補助金	
中小企業省力化投資補助金	[注] ここに掲げる補助事業であっても、「枠」・「コース」等によつては対象としないものがあります
事業再構築補助金	
事業承継・引継ぎ補助金／事業承継・M&A補助金	
中小企業新事業進出補助金	
中小企業成長加速化補助金	
大規模成長投資補助金(中小企業者に限る)	
業務改善助成金(令和7年度事業以降のものに限る)	

】
追加



申請に必要となる添付書類

- ・申請の際は必ず「申請要領」をご確認ください
- ・審査の過程で①～⑨以外の書類の提出を求める場合があります

- ① 国・県の補助事業に係る「採択日」がわかる資料
 - 採択通知書または採択者一覧など
- ② 国・県の補助事業に係る「交付確定通知書」
- ③ 国・県の補助事業に係る「最終的な補助対象経費」がわかる資料
 - 実績報告詳細（Jグランツ上）や経費明細表など
- ④ 引き上げ前の「賃金台帳」の写し（全従業員分）
- ⑤ 引き上げ後の「賃金台帳」の写し（全従業員分）
- ⑥ 振込先口座の「通帳」の写し
 - 口座名義（カナ）が分かる見開き部分
- ⑦ 賃金引上げセルフチェックシート ※賃金の支払い形態が「時給」以外の場合のみ
 - 様式は熊本県ホームページに掲載あり
- ⑧ パートナーシップ構築宣言
- ⑨ 本人確認書類 ※個人事業主の場合のみ
 - 運転免許証（両面）など

④と⑤は連続する
2か月